

支部規程・四国支部規約

2013年4月13日制定

項目・条	本部で定める支部規程	四国支部で定める支部規約
(総 則) 第1条	この規程は定款第50条に基づき、公益社団法人日本建築家協会（以下「本会」という。）の支部の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 2. 支部は、この規程に基づき、支部運営の詳細について別に定めることができる。	この規約は支部規程第1条第2項により、支部運営の詳細について定める。
(設 置) 第2条	本会は、総会の決議を経て、支部を設けることができる。 2. 支部は1ないし複数の都道府県を単位として構成する。	この支部は、愛媛県、香川県、徳島県、高知県を単位として構成する。
(名 称) 第3条	支部の名称は、公益社団法人 日本建築家協会〇〇支部とする。	この支部の名称は、公益社団法人 日本建築家協会四国支部（以下この支部という）という。
(目的・事業) 第4条	支部は、定款第3条に定める本会の目的を達成するため、理事会で承認された事業計画及び予算に基づき、定款第4条に定める事業に関して、所管する地域に根ざした活動を行う。	この支部は、本部事業の補佐と併せ、所管する4県の行政、住民、他団体と協調しながら地域に根差した活動を行い、定款第3条の目的達成につとめる。 2. 支部は、事業計画と予算を立案し、事業年度開始2ヶ月前までに支部役員会及び理事会の承認を得なければならない。 3. 事業の実施に際し、事業計画及び予算の大幅な変更が生じる場合は、予め理事会の承認を得なければならない。
(正会員) 第5条	すべての正会員は、原則として本人が主として業務を行なう地域を含む支部に、所属しなければならない。 2. 正会員の入退会・休会に関する受付業務は、本会会員規程及び本会会費規程の定めに従って当該支部が行い、理事会の承認を得る。 3. 支部は、本部からの正会員の会費滞納情報の報告を受け、休退会、資格停止・喪失に関して本部業務を補佐する。	この支部は、愛媛県、香川県、徳島県、高知県の全ての正会員をもって組織する。

(準会員、協力会員) 第6条	<p>支部において、準会員、協力会員を募ることができる。</p> <p>2. 準会員、協力会員の入退会・会費等の諸手続きについては、本会会員規程及び本会会費規程に基づき支部が別に定める。</p> <p>3. 準会員、協力会員の会費は、支部役員会の承認を得て、理事会及び総会の決議により別に定める。</p>	<p>この支部は、本会の趣旨に賛同し、支部の事業に参加、支援をする個人、法人または団体を、準会員、協力会員として募ることができる。</p> <p>2. 支部所属の準会員、協力会員の会費等は下記による。</p> <p>(1) 準会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門会員；入会金 6,000 円 年会費 18,000 円 ・シニア会員；入会金 0 円 年会費 18,000 円 ・ジュニア会員；入会金 0 円 年会費 10,000 円 ・学生会員；入会金 0 円 年会費 3,000 円 <p>(2) 協力会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人協力会員；入会金 20,000 円 年会費 50,000 円 ・個人協力会員；入会金 0 円 年会費 20,000 円
(支部役員等) 第7条	<p>支部役員として、支部長 1 名、支部幹事 1 名以上、支部監査 1 名以上を置く。</p> <p>2. 支部長以外の支部役員の構成、総数等については、理事会の承認を得て各支部で別に定める。</p> <p>3. 支部は支部役員とは別に、支部顧問、支部相談役を若干名置くことが出来る。</p> <p>4. 支部長は、定款第 16 条に基づき、理事の中から理事会において選定する。</p> <p>5. 支部役員の任期は 1 期 2 年とし、特別な事由があり支部役員会が認めた場合は再任を妨げない。</p>	<p>この支部に次の役員等を置くが、支部長を除く支部役員の選出等については支部が別に定めた支部役員選挙基準による。</p> <p>支部長 1 名（本部理事兼任） 副支部長 4 名（地域会長がこれにあたる） 総務会計担当支部幹事 1 名 支部幹事 8 名～15 名 支部監査 2 名 支部顧問・支部相談役 若干名</p> <p>2. 支部長を除く支部役員の任期は 1 期 2 年とし原則 2 期を限度とするが、特別な事由があり支部役員会が認めた場合は 4 期までの再任を妨げない。</p>
(支部役員等の職務) 第8条	<p>支部役員の職務は次に定める。</p> <p>(1) 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。</p> <p>(2) 支部幹事は、支部総会及び支部役員会の方針に従い支部の業務を分担執行する。</p> <p>(3) 支部監査は支部の財産及び業務執行の状況を監査し、支部役員会及び支部総会に報告する。</p> <p>(4) 他の支部役員の職務は、理事会の承認を得て各支部で別に定める。</p> <p>2. 支部役員は無報酬とする。ただし、常勤の支部役員には理事会の承認を得て、報酬等を支給することができる。</p> <p>3. 支部役員には、その職務の遂行に当たって自ら負担支出した費用を弁償することができる。</p>	<p>この支部役員の職務は、支部規程の定によるほか、下記による。</p> <p>2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。但し、理事権限はこれを除く。第一副支部長は支部長のいる県の副支部長がこれにあたる。</p> <p>3. 総務会計担当幹事は支部の総務、会計及び事務局の運営を指揮する。</p> <p>4. 支部顧問は支部長の諮問に答え、役員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>5. 支部相談役は原則として各地域会の直近の支部長経験者とし、支部長の諮問に答え、役員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>ただし、支部監査、支部顧問、支部相談役は支部役員会において議決権を有しない。</p>

(支部総会) 第9条	<p>支部総会は、通常支部総会と臨時支部総会の 2 種とし、支部長が招集する。</p> <p>2. 通常支部総会は毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集しなければならない。</p> <p>3. 臨時支部総会は、必要と認めた場合に開催する。</p> <p>4. 支部総会は、当該支部に所属する正会員をもって構成し、議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。</p> <p>5. 支部総会の決議を必要とする事項は下記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この支部規程に基づく支部の運営基準の改廃 (2) 支部の事業報告、貸借対照表及び損益計算書の承認 (3) 支部長以外の支部役員の選任及び解任 (4) その他支部総会で決議するものとして支部の運営基準で定められた事項 <p>6. 支部総会の機能、開催、招集、議長、定足数、決議、議事録等については、理事会の承認を得て、各支部で別に定める。</p> <p>7. 支部総会は、総会及び理事会の権限を侵すことはできない。</p>	<p>この支部の通常総会は毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月半以内に招集する。</p> <p>2. 支部総会の招集は、少なくとも開催日の 7 日前までに、その会議の日時、場所、及び付議すべき事項を示し、文書でこれを正会員及び専門会員、シニア会員に通知しなければならない。</p> <p>3. 支部総会は所属正会員の 1/5 以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>4. 支部総会の議長は、その総会に置いて、出席正会員の中から選出する。</p> <p>5. 支部総会において、この支部に所属する専門会員、シニア会員は、総会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。</p> <p>6. 次の場合に、支部長は請求があった日から 30 日以内に臨時支部総会を招集しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支部役員会において過半数が必要と認めたとき。 (2) 支部役員会において、支部監査より議案を示して開催の申し出があったとき。 (3) 所属正会員の 1/10 以上から、会議の目的を示して請求のあったとき。 <p>7. 支部総会の決議を必要とする事項は下記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支部規程に基づく支部の運営基準の改廃 (2) この支部の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認 (3) 支部長以外の支部役員の選任及び解任 (4) その他支部総会で決議するものとして支部の運営基準で定められた事項
(支部役員会) 第10条	<p>支部に、支部役員会を置く。</p> <p>2. 支部役員会は、支部監査を含むすべての支部役員をもって構成する。</p> <p>3. 支部監査は支部役員会に出席し意見を述べることができる。ただし支部監査は決議に加わらない。</p> <p>4. 支部の事業計画及び予算の承認は、支部役員会の決議を経て理事会が行う。</p> <p>5. 支部役員会は、総会及び理事会の権限を侵すこととはできない。</p>	<p>この支部の支部役員会は第 7 条に定める役員をもって構成する。</p> <p>2. 支部役員会は必要に応じて支部長が招集し、(支部事業含む) その他の会務を評議決定する。</p> <p>3. 支部役員会の議長は、支部長または支部長が指名する支部幹事がこれにあたる。</p> <p>4. 支部役員会は、構成員の 1/2 以上が出席しなければ決議することができない。</p> <p>5. 支部役員会の決議は、議決権を有する出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。</p>

		<p>6. 議決権の行使は、他の出席役員に委任することができ、その場合は出席と見なす。</p> <p>7. 緊急の案件については、書面（電子メール）による決議、持ち回りによる決議を可とする。</p>
(財産及び会計) 第 11 条	<p>支部の活動に関する収支、資産及び負債等は、本会全体の会計として取り扱うものとし、会計事務は本会経理規程に定めるところによる。</p> <p>2. 支部の事業計画及び予算は、支部役員会で承認した後、事業年度開始 2 ヶ月前までに理事会に報告し承認を得る。</p> <p>3. 支部長は、事業及び予算執行状況について、四半期ごとに理事会に報告しなければならない。</p> <p>4. 支部監査は、支部の事業及び財産、会計について、事業年度の終了後遅滞無く理事会に報告しなければならない。</p>	<p>この支部の財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 本部から、支部会員数に応じて配分される支部運営費</p> <p>(2) 支部の実情に応じて徴収する、支部追加運営費</p> <p>(3) 支部所属の準会員、協力会員の入会金及び会費</p> <p>(4) 寄付金品</p> <p>(5) 財産から生じる収入</p> <p>(6) 事業に伴う収入</p> <p>(7) その他の収入</p> <p>2. この支部の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体の会計として取り扱うものとし、定款及び経理規程を準用する。</p> <p>3. この支部の事業計画及び予算は、支部役員会において承認した後、事業年度開始の 2 カ月前までに理事会の承認を得る。</p> <p>4. この支部の事業報告及び決算は、事業年度終了後遅滞なく支部総会において承認した後、理事会に報告する。</p>
(統合及び廃止) 第 12 条	支部の統合及び廃止は、支部総会の決議を経て理事会の承認及び総会の決議により行う。	この支部の支部総会において、支部正会員の 2/3 以上の賛成をもって支部の解散が決議されたときは、支部の統合及び廃止に関する全てを理事会及び総会の決議に委ねなければならない。
(地域会) 第 13 条	<p>支部は支部総会及び総会の決議を経て、地域会を設けることができる。</p> <p>2. 支部は、構成地域内の正会員全員が、当該地域会に所属するよう努める。また支部は、正会員が複数の地域会に所属することを認める。</p> <p>3. 本会の目的を達成するため、支部事業の一部を地域会に委託することができる。</p> <p>4. 地域会の運営に関し必要な事項は、定款第 51 条の規定に基づき、理事会の承認を得て、支部役員会で別に定めることができる。</p>	<p>この支部は、支部総会及び総会の議決を経て、原則として各県ごとに地域会を設ける。</p> <p>2. 本部で定める地域会規程、支部で定める地域会規約、地域会で定める地域会規則により地域会を運営する。</p> <p>3. 支部は地域会から、事業年度開始 2 ヶ月前までに事業計画及び予算の報告を、毎事業年度終了後 1 ヶ月以内に活動及び決算の報告を受け、これを速やかに理事会へ報告する。</p>

(委員会・部会) 第 14 条	<p>支部活動の促進及び円滑な事業の執行を図るため、支部は、支部役員会の決議を経て、支部委員会及び支部部会を置くことができる。</p> <p>2. 支部委員会・部会は、理事会の求めに応じて同じ目的を持つ本部委員会・部会に委員を推薦し、本部との連携を図らなければならない。</p> <p>3. 支部委員会・部会の運営に関し、必要な事項は、本部委員会及び本部部会規程を準用するほか、支部で別に定めることができる。</p>	<p>支部活動の促進及び円滑な事業の執行を図るために、支部役員会の決議を経て、支部に委員会及び部会を置き、または廃止する事ができる。</p> <p>2. 支部委員会・部会は、理事会の求めに応じて同じ目的を持つ本部委員会・部会に委員を推薦し、本部との連携を図らなければならない。</p> <p>3. 支部委員長・部会長は支部役員会に出席して意見を述べることができるが、決議には加わらない。</p>
(事務局) 第 15 条	支部の事務処理を適切に行うため、支部に事務局を設置し、所用の事務局員を置くことができる。	この支部の事務処理を適切に行うために事務局を四国内に置く。
(準 用) 第 16 条	この規程に定めのない事項については、定款を準用する。	この規程に定めのない事項については、定款及び支部規程を準用する。
(改 廃) 第 17 条	この規程の改廃は、理事会の決議による。	この規約の改廃は支部総会の決議及び理事会の承認による。
(附 則)	<p>この規程は、公益社団法人日本建築家協会の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>この規定は2013年度四国支部通常総会の決議の日より施行する。</p> <p>2. 支部の公告は電子公告により行う</p>